

II 価格の決定

1 指標価格

機構業務の基礎となる平成 22 砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（価格調整法）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 9 月 10 日に食料・農業・農村政策審議会の意見を聴取した上で 9 月 27 日に次のとおり告示された。

- 砂糖調整基準価格 1,000 キログラムにつき 152,700 円
(152,900 円)

(注) () 内は 21 砂糖年度の砂糖調整基準価格である。

2 輸入糖関係決定価格等

(1) 調整率及び市価参酌用調整金

平成 22 砂糖年度に適用される価格調整法第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第 24 条第 1 項の農林水産大臣が定める額（指定糖市価参酌用調整金）は、平成 22 年 9 月 27 日に次のように告示された。

- 指定糖調整率 100 分の 36.00 (100 分の 33.99)
- 指定糖市価参酌用調整金 1,000 キログラムにつき 25,335 円 (24,554 円)

(注) () 内は平成 21 砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は価格調整法第 7 条に基づき、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格とされており、同法第 6 条及び同法施行令の規定に基づき、農林水産大臣により定められ、3 カ月ごとに次のように告示された（表 1）。

平均輸入価格

適用期間の初日前 10 日から過去 90 日間の NY 粗糖現物価格の平均	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り等	=	平均輸入価格
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- ・ 適用期間 平成 22 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 60,320 円（平成 22 年 3 月 29 日告示）
- ・ 適用期間 平成 22 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 48,410 円（平成 22 年 6 月 28 日告示）
- ・ 適用期間 平成 22 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 55,490 円（平成 22 年 9 月 28 日告示）
- ・ 適用期間 平成 23 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 71,230 円（平成 22 年 12 月 28 日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は価格調整法第9条第1項第1号に基づき、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格と砂糖調整基準価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

価格調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の3カ月ごとに次のように定められ告示された。

- 適用期間 平成22年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 844円（平成22年3月29日告示）
- 適用期間 平成22年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき ー円（平成22年6月28日告示）
- 適用期間 平成22年10月1日～12月31日まで
1,000キログラムにつき ー円（平成22年9月28日告示）
- 適用期間 平成23年1月1日～3月31日まで
1,000キログラムにつき ー円（平成22年12月28日告示）

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

平成22砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の規定に基づく異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成22年9月27日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 169,481円（169,208円）
- ・異性化糖調整率 100分の14.15（100分の12.39）
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000キログラムにつき 484円（434円）

（注）（ ）内の数字は平成21砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

価格調整法第13条第1項の規定に基づく国内産異性化糖、同法第2項の規定に基づく輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖（以下「輸入異性化糖等」という。）の機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあつては輸入申告の際に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定に基づき、国内産異性化糖の原料でん粉の価格に異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要な生産地域における市価の平均額、輸入諸掛り、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された（表2）。

- ・適用期間 平成22年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 110,765円（平成22年3月29日告示）
- ・適用期間 平成22年7月1日～9月30日まで

- 1,000 キログラムにつき 111,542 円 (平成 22 年 6 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 22 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 109,715 円 (平成 22 年 9 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 23 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 116,162 円 (平成 22 年 12 月 28 日告示)

(3) 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第 11 条第 1 項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定め、3 カ月ごとに次のように告示された。

- ・適用期間 平成 22 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 113,463 円 (平成 22 年 3 月 29 日告示)
- ・適用期間 平成 22 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 106,575 円 (平成 22 年 6 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 22 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 112,277 円 (平成 22 年 9 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 23 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
 - 1,000 キログラムにつき 121,401 円 (平成 22 年 12 月 28 日告示)

(4) 機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、価格調整法第 15 条第 1 項の規定に基づき、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の 3 カ月ごとに算定されることとなっている。

なお、価格調整法第 11 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないため、平成 22 事業年度の 7～9 月期においては機構売戻価格は算定されなかった。

4 国内産糖関係決定価格

(1) 国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は価格調整法第 22 条第 2 項に基づき、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額に、甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額から、政令で定めるところにより、輸入に係る粗糖につき同法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除して得た額を基準として農林水産大臣が定める。

平成 22 年産については、てん菜糖及び甘しや糖の国内産糖交付金単価はともに平成 22 年 9 月 29 日に次のように告示された (表 3)。

- ① てん菜糖

1,000 キログラムにつき	16,709 円
----------------	----------
- ② 甘しや糖
 - ア 鹿児島県産

種子島	1,000 キログラムにつき	50,181 円
-----	----------------	----------

奄美大島	1,000 キログラムにつき	79,559 円
喜界島	1,000 キログラムにつき	50,553 円
徳之島	1,000 キログラムにつき	45,116 円
沖永良部島	1,000 キログラムにつき	58,250 円
与論島	1,000 キログラムにつき	82,120 円

イ 沖縄県産

沖縄県本島	1,000 キログラムにつき	52,395 円
沖縄本島内	1,000 キログラムにつき	45,045 円
伊是名島	1,000 キログラムにつき	105,574 円
久米島	1,000 キログラムにつき	71,274 円
南大東島	1,000 キログラムにつき	88,800 円
北大東島	1,000 キログラムにつき	124,593 円
宮古島	1,000 キログラムにつき	49,326 円
伊良部島	1,000 キログラムにつき	66,823 円
石垣島	1,000 キログラムにつき	61,362 円

5 甘味資源作物の交付金単価

甘味資源作物交付金単価は、価格調整法第20条第2項に基づき、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額から対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡の価格に相当する額を控除して得た額を基準として農林水産大臣が糖度別に定める。

平成22年産については、平成21年12月28日に次のように告示された（表4）。

甘味資源作物交付金の単価

糖度 13.1 度以上 14.3 度以下のもの

1,000 キログラムにつき 16,320 円

表1 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円／トン)

年度	区分 四半期	NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	決定 売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/MT)					
平成22年	4～6月	26.38	53,348	60,320	31,468	844	30,624	90,944
	7～9月	20.09	41,342	48,410	35,516	—	35,516	83,926
	10～12月	25.43	48,892	55,490	34,996	—	34,996	90,486
平成23年	1～3月	35.22	65,003	71,230	29,329	—	29,329	100,559

(注) 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4～9月(21砂糖年度)においては24,554円が、10～3月(22砂糖年度)においては25,335円が加算される。

表2 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度	区分		平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
	年月					
平成 22 事業 年度	平成 21 砂糖 年度	22年 4～6月	110,765	113,463	2,698	113,463
		7～9月	111,542	—	—	106,575
	平成 22 砂糖 年度	10～12月	109,715	112,277	2,562	112,277
		23年 1～3月	116,162	121,401	5,239	121,401

- (注) 1 価格は標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2 22事業年度の7～9期は平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は表中の売戻価格に次の額が加算される。
 22年4月～9月…434円 22年10月～23年3月…484円

表3 国内産糖交付金単価

(単位：円／トン)

砂糖年度	てん菜糖
平成21	22,834
平成22	16,709

(単位：円／トン)

砂糖年度	甘しや糖					
	鹿児島県産					
	種子島	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
平成21	60,918	88,197	66,967	58,685	72,436	90,541
平成22	50,181	79,559	50,553	45,116	58,250	82,120

(単位：円／トン)

砂糖年度	甘しや糖								
	沖縄県産								
	沖縄本島	沖縄本島内	伊是名島	久米島	南大東島	北大東島	宮古島	伊良部島	石垣島
平成21	55,401	49,201	117,240	84,270	92,013	127,075	58,229	75,220	70,177
平成22	52,395	45,045	105,574	71,274	88,800	124,593	49,326	66,823	61,362

表4 甘味資源作物交付金単価

(単位：円／トン)

砂糖年度	さとうきび	備 考
平成22	16,320	基準糖度帯(13.1度～14.3度)

(注) 品質に応じ糖度が13.1度を下回る場合は0.1度につき100円/トンを減額し、14.3度を上回る場合は0.1度につき100円/トンを増額する。